

平成 30 年度第 1 回仙台市学校給食運営審議会会議録

- 1 日 時 平成 30 年 7 月 26 日 (木)
午後 3 時 30 分開会
午後 5 時 00 分閉会
- 2 場 所 仙台市役所 2 階 第 3 委員会室
- 3 出席委員 岩崎奈緒子委員, 柏崎潤委員, 川村和久委員, 菊地崇良委員, 丹野久美子委員,
若狭久美子委員, 曾根由美子委員, 岩崎薫委員, 岡崎博子委員, 佐藤修子委員, 大場愛美委員,
小野寺啓次委員, 木村ひろみ委員, 目黒由美子委員
- 4 事務局職員 佐々木教育長, 加藤副教育長, 佐藤次長, 千葉総務企画部長, 西崎健康教育課長, 廣瀬主幹
金田給食運営係長, 渡辺給食施設係長, 鎌田主査, 結城主査, 千葉主査, 齋藤指導主事
横山太白学校給食センター所長, 瀬川荒巻学校給食センター所長,
中田高砂学校給食センター所長, 小野寺野村学校給食センター所長,
白鳥南吉成学校給食センター所長
- 5 説明員 西崎健康教育課長, 金田給食運営係長

6 定足数の確認

議事に先立ち, 事務局より, 本日の出席者が 14 名であり, 仙台市学校給食運営審議会条例第 5 条第 2 項の規定による定足数を満たしているため, 本会議は成立している旨報告がなされた。

7 会長及び副会長の選出について

- 事務局 委員の改選に伴い, 仙台市学校給食運営審議会条例第 4 条第 1 項の規定に基づき, 会長及び副会長を選出していただく必要がある。どなたかご推薦をいただきたい。
- 委員 事務局として何か案は持っているか。
- 事務局 事務局としては, 会長に岩崎薫委員, 副会長に目黒委員がよろしいのではないかと考えている。
- 委員 (異議なし)
- 会長 それでは, これより議長を務めさせていただく。まず, 仙台市学校給食運営審議会実施要領第 6 条の規定で, 会議録の署名委員は, 会長と会長が指名する委員となっていることから, 岡崎委員を指名する。

8 教育委員会からの諮問

平成 31 年度以降の適正な学校給食費について, 佐々木教育長から岩崎会長へ書面により諮問した。

9 議事

「平成 31 年度以降の学校給食費について」

- 会長 引き続き, 「平成 31 年度以降の学校給食費について」に移る。事務局より説明願いたい。
- 事務局 翌年度の適正な学校給食費については, 例年, 教育委員会から当審議会に諮問させていただいており, 先ほど, 平成 31 年度以降の給食費についても諮問がなされた。今回は, 前年度の答申にあった「なお, 平成 31 年度以降の学校給食費については, 今後の経済情勢等を注視しながら, 改定に向けた検討が必要と考えられる。」との意見を踏まえ, 「31 年度以降の給食費」という形での諮問となっている。
- 平成 25 年 4 月に, 14 年ぶりとなる給食費の改定を実施したところであるが, ここ数年食材価

格は上昇傾向にある。また、平成 26 年 4 月から消費税率が 8%に引き上げられ、来年の平成 31 年 10 月にはさらなる消費税率引き上げも予定されている。こうした中、経済情勢や食材価格の動向に注視しながら、成長過程にある児童生徒のための望ましい給食提供の維持を第一に、適切な給食費の水準について議論していく必要があると認識している。

また、本市は平成 31 年度から「学校給食費の公会計化」を実施する。給食費は学校ごとの給食会計で管理する「その学校の給食に係る食材費」ではなく、本市の予算全体で管理する「仙台市全体の給食に係る食材費」という位置付けに変わる。このことに関連して、現在、炊飯方式により異なっている給食費のあり方についても議論いただければと考えている。

また、本審議会は、条例により「市立義務教育諸学校における学校給食の業務の運営に関する重要な事項」を調査審議の対象としているが、本市では平成 31 年度から、市立幼稚園・特別支援学校の高等部・定時制高等学校についても、「学校給食費の公会計化」が行われる。参考として、これらの給食費についても、あわせて意見を頂戴できればと考えている。

今回の審議会では、議論の土台となる本市の学校給食を取り巻く状況について説明し、平成 31 年度以降の給食費についての実質的な審議は、次回以降行っていただきたいと考えている。今回は、現状に対する質問や、次回の審議に向けての資料等について希望等があれば伺いたい。

会 長 事務局の提案に意見等はあるか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは、来年度以降の学校給食費については、次回以降に審議することとする。

10 説明・報告事項

「仙台市学校給食の概要について」

事務局	(資料 6 頁～19 頁に基づき説明)
会 長	ただいま事務局からの説明について、委員の皆さまから、何かご意見・ご質問はあればお願いしたい。
委 員	平成 31 年度からの給食会計の公会計化について、給食費を議論するうえでメリットやデメリットはあるか。それとも今までと変わらないか。
事務局	給食費の価格の面でいうと、考え方は公会計化によってこれまでと変わるものではない。ただし食材を買えるかどうかということで、単独調理校では学校に納入された給食費で食材を購入する方式をとっているため、未納が発生した場合、支払いにしわ寄せがきて、未納で不足している分の食材が購入できないという問題があった。給食センター対象校は歳入と歳出が切り離されており、未納があっても、歳出として予定されていた額の範囲内で食材を購入することができる。この違いを解消することも公会計化の目的の一つである。
委 員	単独調理校では、年度後半になるとお金が足りなくなってきた、メニューの質を下げるということがあるということだ。万が一、食材の価格が上がって、学校での資金が不足した場合、市から補填を受けることは出来るのか。
事務局	学校で使う食材費への補填は考えていない。保護者には学校給食費として食材費を負担いただいている。給食センターでの食材費については、あらかじめ必要額を見込んで予算化しているので、余分に予算計上はしていない。単独調理校については、資金不足になった場合でも給食の質を落とさない献立の工夫について、教育委員会としても学校と相談しながら取り組んでいる。
委 員	今回から新しく委員に就任された方もいるので、給食費改定の議論に当たっては、これまでの様々な取り組みについて説明する資料を用意してほしい。また、給食における放射性物質検査について質問だが、現在の対応体制を今後も継続していくつもりか示して欲しい。三点目として、残留農薬検査について、輸入果物等についての対応は理解したが、国産野菜についてはどうか。
事務局	放射性物質検査については、少なくとも国からの補助を活用できる期間は引き続き続けていきたい。次に、残留農薬検査について、輸入果物に関しては、輸入の際に検疫でサンプル検査しており、また仙台市の卸売市場でもサンプル検査を行っている。さらに納入業者に第三者機関での検査済み証明書を提出させることで担保を図っている。国産野菜についても、中央卸売市場でサンプル検査を行っている。検査費用負担の問題もあり購入時の独自検査は行っていないが、卸売市場での検査体制がとられていることをもって、食の安全性は確保されているものと認識して

	<p>いる。また平成 25 年度の給食費改定以降の様々なデータや取組みについての資料は、次回の審議会であらためて提示したい。</p>
委員	<p>食物アレルギー対応としての除去食・代替食は、市内全ての学校で、保護者が要望すれば対応しているのか。</p>
事務局	<p>食物アレルギー対応は医師の指示に基づき、児童生徒の個々の事情により対応している。保護者の面談と医師の指示により、十分にコミュニケーションをとりながら判断している。個々の事情によるので一律のものではないが、単独調理校では学校の中で可能な限り対応している。また、給食センター対象校でも市内全域で食物アレルギー対応食の提供が可能となっている。</p>
委員	<p>天候不順等によって野菜等が高騰した場合の対応はどうなっているのか。別の食材を使用するのか。</p>
事務局	<p>天候不順等により食材価格が高騰した場合については、学校給食センターでは大量購入であるため、実際に使用する数か月前に納入業者と契約をしているが、契約の時期に食材価格が高騰していると、献立作成に影響を受けることになる。単独調理校では、日々納入業者に発注を行っている。普段は学校給食のために比較的安価で納入いただいているが、もし野菜の高騰があれば、そうすることも難しくなる。特に年度の後半に食材価格が上昇する要因が発生すると、資金的に給食運営は厳しさが増すことになる。年間給食費の使い方として、年度当初は抑え気味に執行するとか、食材そのものを変更する等の工夫が必要である。</p>
委員	<p>激甚災害時の野菜の安定的確保について。カット野菜等、見た目は変わらないので、破棄されるのなら使ったらいい。また、子どもたちの食の楽しみについても説明してほしい。</p>
事務局	<p>今年は西日本中心に大きな災害があった。こういった激甚災害の場合、今のところ給食用食材価格に影響はないが、今後影響が出てくると思われる。給食センターでは、納期より早めに発注をしているが、価格があまりにも高騰するときは献立を工夫するといった対応をとる必要が生じる。また、カット野菜等を使用しないのか、という質問だが、給食センターでは、一度に大量に調理する関係で、形や大きさが揃っていないと短い時間に調理を行う上で支障が生じるため難しい。ただし単独調理校については、地域の農家との付き合いのある学校は、適宜そのような食材も使用している。また、食の楽しみについての質問だが、毎月 19 日を「食育の日」として、郷土食や、外国の食事、教職員のリクエスト給食等、特別な献立にするなど、児童生徒の食への関心を高める取り組みを行っている。例えばサッカーワールドカップの際に、ポーランドやセネガルなど、普段なじみのない食事を提供し、国際的なイベントを食育に繋げる取組みを行った。</p>
事務局	<p>ほかに給食をよりおいしく提供していく取組みについて紹介する。学校給食センターの建替えにあたり、例えば新しい保温食缶・保冷食缶を導入し、給食センター対象校でも単独調理校と同じように、温かいものを温かいうちに、冷たいものを冷たいうちに食べることが出来るように改善を行っている。太白学校給食センターはまだ古いタイプの食缶なので、今後改善を進めていく。</p>
委員	<p>子どもたちが給食をどう感じているかというアンケートは行っているか。</p>
会長	<p>学校現場で給食に携わっている委員から、子どもたちの食育について、食に対する感謝の気持ちを育てる取り組み等を紹介していただきたい。</p>
委員	<p>当校では給食週間のときに、「ナンバーワン献立」ということで、児童から 3 品リクエストしてもらい、献立作成に役立てている。こういった取り組みはどの学校でもやっていると思う。</p>
委員	<p>以前勤務していた単独調理校では、栄養士が工夫して献立を作っていた。顔が見える関係、子供たちの声を身近に感じ取れる関係というのが単独調理校の取組みの一番大きな部分であると思う。栄養士が教室を回って食事の様子を確認し、献立の工夫をしている。現在は給食センター対象校に勤務しているが、以前に比べて給食センターの給食も美味しい。学校では感謝しながら食事をいただくということを子供たちに教えていく取組みを行っている。</p>
委員	<p>給食は生きた教材であって「おいしく」「楽しく」が重要である。小学生は 6 年間での成長が著しい。体の大きさにあわせた献立が必要と思う。単独調理校では、給食を作った栄養士がいるので子供たちに直接声を届けることができるが、給食センター対象校でも、毎日ではないが、給食センターから栄養士が来校し、栄養指導ということでクラスに入って子供たちに直接話かける取組みを行っている。</p>
事務局	<p>給食についての子供たちの声については、毎年度、健康実態調査を行っており、これによると、</p>

小学校では児童の9割近くが、給食を「好き」「やや好き」と回答している。「みんなと一緒に食べられるから」「家庭では食べられないものが食べられるから」といった意見が多い。また、中学校では8割程度の生徒が、給食が「好き」「やや好き」と回答している。

会長 自校炊飯と委託炊飯のあり方や、市立幼稚園・特別支援学校の高等部・定時制高等学校での学校給食における公会計化後の給食費についてもご意見があれば伺いたい。また次回の審議会で示して欲しい資料等について、何か要望があるか。

委員長 他の政令市等の給食費の状況について、最新版資料を出してほしい。

会長 同じ市内の小学校と中学校でも、米飯の炊飯方式によって給食費の額が違っている。給食費改定に当たって、一律に金額を設定すべきか、それとも現行の給食費の違いをそのままスライドさせるべきか、何かご意見があれば伺いたい、いかがか。

事務局 自校炊飯と委託炊飯による給食費の額の違いは、30年前の旧宮城町及び旧秋保町との合併の前からの事情を受け継いでいることによるものである。来年度以降、給食費が公会計化する。これまでは学校ごとに給食会計を行っていたため、その違いも理由のあるものであったが、公会計化後は本市が実施する給食に係る食材費を全ての保護者の皆さまに公平に負担いただくという観点から、異なる価格設定のあり方については、事務局としては検討が必要と考えている。次回の審議会ではこの件についてもお諮りしたい。

会長 それでは他になければ、次の説明・報告事項である「仙台市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例」について、事務局より説明願いたい。

事務局 本市ではこれまで、個別の条例によらず、学校給食法に基づき給食を実施してきた。平成31年度からの学校給食費公会計化に伴い、市が学校を通さず、直接保護者の皆様から給食費を徴収するに当たり、本市が学校給食を実施する責任と、保護者の皆様の給食費負担を改めて明文化し、より明確に位置付ける必要が生じた。そのため、本年2月から3月にかけて開催された市議会第1回定例会に、条例案を上程し、審議いただいた結果、可決・制定されたものである。この条例は公会計移行に合わせ、来年4月1日に施行される。条例の主な内容としては、第2条で、本市が給食を実施する学校を定めており、第3条では市長が保護者の皆様などから給食費を徴収すること、給食費の額は市長が定めることなどを規定している。給食費の額の決定については、この条例の施行後も、市長の権限を教育委員会に委任することにより、これまでと同様、本審議会への諮問・答申を経て、教育委員会が定める方向で調整を進めているところである。

11 その他

事務局 次回の当審議会は、10月下旬から11月初旬頃の開催を考えている。その際、本日の意見等を踏まえた資料をご提示した上で、平成31年度以降の給食費について、改めて審議いただく予定である。

以上

平成30年8月27日

署名委員 仙台市学校給食運営審議会会長

岩崎 薫

仙台市学校給食運営審議会委員

岡崎 博子